

令和7年9月18日

兵庫区薬剤師会 御中

兵庫県後期高齢者医療広域連合給付課  
神戸市福祉局国保年金医療課

兵庫県後期高齢者医療 北須磨保険者番号廃止について（お知らせ）

兵庫県後期高齢者医療制度の運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、兵庫県後期高齢者医療の保険者番号のうち、神戸市北須磨の保険者番号（39281209）を廃止し、神戸市須磨区の保険者番号（39281076）に統合しますので、お知らせします。

下記内容をご確認いただき、10月3日以降の取り扱いについてご注意くださいとさせていただきますようよろしくお願いいたします。

1. 保険者番号統一について

変更前保険者番号		変更後保険者番号	変更日
39281076（須磨区）	⇒	39281076（須磨区）	変更なし
39281209（北須磨）	⇒	39281076（須磨区）	令和7年10月3日（金）

※被保険者番号は変更しません。

※今回の須磨・北須磨の保険者番号統一は、後期高齢者医療制度のみです（国民健康保険の保険者番号や、高齢重度障害者医療費助成制度等の公費の負担者番号は変更しません）。

2. 北須磨保険者番号廃止日

令和7年10月2日（木）

※翌3日（金）以降は、北須磨管内にお住まいの方の保険者番号が須磨区に切り替わりま  
す。オンライン資格確認への反映は数日遅れますが、10月3日から変更になります。

※保険者番号が変更となる被保険者に対しては、神戸市から10月17日（金）以降にお  
手元に届くスケジュールで資格確認書をお送りします。

3. 留意点

10月3日以降の診療分を北須磨の保険者番号でレセプトや健康診査等を請求されますと、  
原則として返戻対象となります。そのため 10月3日以降の診療は、被保険者から提示され  
た資格確認書の保険者番号が北須磨（39281209）の場合、須磨区の保険者番号（39281076）

で請求してください。

(1) 療養費の請求

保険者番号が北須磨 (39281209) の方の療養費支給申請書は、療養日が10月2日までと3日以降(保険者番号が須磨区(39281076))で分けて提出ください。療養日の保険者番号が療養費支給申請書と異なる場合、返戻となります。

(2) 後期高齢者健康診査の請求

・10月1日以前に保険者番号 北須磨 (39281209) で実施した健康診査は、11月処理に間に合うように早めにご請求をお願いします。

・10月2日に保険者番号 北須磨 (39281209) で実施した健康診査の請求については、システムの仕様上、通常の請求を行うとすべて返戻対象となります。このため、代行支払で対応させていただきますので、処理方法については関係機関に別途通知いたします。

・10月3日以降に保険者番号 北須磨 (39281209) の被保険者証等を提示されて実施した健康診査については、須磨区(39281076)の保険者番号を設定の上、12月処理での請求をお願いします (11月処理で請求された場合、返戻対象となります)。

【問い合わせ先】

神戸市福祉局国保年金医療課

後期高齢者医療担当

TEL : 078-322-6657

E-mail : [kouki@city.kobe.lg.jp](mailto:kouki@city.kobe.lg.jp)

※健康診査については以下へ

保健事業担当

TEL : 078-322-0217